

議案第 187 号

川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例

川崎市事務分掌条例（昭和 38 年川崎市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表総務企画局の項中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、同表に次のように加える。

危機管理本部

(1) 危機管理の統括に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(川崎市国民保護協議会条例の一部改正)

2 川崎市国民保護協議会条例（平成 17 年川崎市条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「総務企画局」を「危機管理本部」に改める。

参考資料

制 定 要 旨

危機管理の統括に必要な組織機構の整備を図るため、この条例を制定するものである。